

返戻金制度

当社の紹介により就職した求職者が入社後に本人の都合による退社もしくは本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- ①入社後1週間以内に雇用契約が終了した場合 100%
- ②入社後1カ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ③入社後3カ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- ④入社後6カ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は、人材紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社ハートエ
有料職業紹介事業許認可番号:14-コ-301797